

Title	近世フランスにおける官僚層の知的形成について
Sub Title	Note sur la formation intellectuelle de la magistrature française, du XVIe siècle au milieu du XVIIe siècle
Author	宮崎, 洋(Miyazaki, Hiroshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.42, No.3 (1970. 2) ,p.73(337)- 86(350)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700200-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世フランスにおける官僚層⁽¹⁾の知的形成について

宮崎洋

フランス絶対王制の形成及び展開期において、官僚層は文化の有力な担い手層であつた。例えば、文学の領域で業績を残した一六世紀と一七世紀前半期に関連のある人々を検討してみると、⁽²⁾帯剣貴族層には詩人マロ (Marot)、デュ・ベレー (Du Bellay) とロンサール (Ronsard)、軍人としての生涯を「回想録」にしたモンリュック (Montluc)、ユグノー貴族として宗教戦争に参加したカトリック攻撃の詩篇「悲愴歌」を書いたドーヴィニエ (D'Aubigné)、書簡作家バルザック (Balzac)、ラ・ロシュフコー (La Rochefoucault) 等を、商人その他の職業層にはボワトール地方の弁護士の子ラブレール (Rabelais) とパリの室内装飾師の子モリエール (Molière) を指摘し得るが、それに対して官僚層には一五五七年ボルドー高等法院の評定官に就任したモンテーニュ (Montaigne)、同法院で彼の同僚であつた「反一人論」の著者ラ・ボエシ (La Boetie)、九九年エクス高等法院の院長に就任した哲学的考察と三部会における名演説で有名なデュ・ヴェール

(Du Vair)、一六二八年ルアンの海事法廷の次席検事に就任したコルネイユ (Corneille)、又一五五五年カーンに下層司法官僚の子として生れた詩人マレルブ (Malherbe)、一六二一年シャトー・ティエリに治水宮林官僚の子として生れた寓話作家ラ・フォントーヌ (La Fontaine)、三六年パリに高等法院の *avocat* の子として生れた諷刺詩人ボワロー (Boileau)、三九年ボーヴェに下層司法官僚の子として生れたラシーヌ (Racine)、四五年パリに市の *contrôleur général des rentes* の子として生れ、自身パリ高等法院の *avocat* に就任したラ・ブリュイエール (La Bruyère) 等、又文学プロパーの領域ではないが、一五四九年パリ高等法院の *avocat* に就任し、八五年にはパリ会計検査院の次席検事に就任した、フランスの制度や社会生活、文学や言語を百科全書風に編集したパキエ (Pasquier)、六〇年代にランの下層司法官僚に就任したボダン (Bodin)、後にフランスに併合されたサヴォアに一五九五年高等法院院長の子として生れ、フランス

古典語の規準の確立をめざした「フランス語注意書き」によつて知られるヴォージュラ (Vaugelas)、九六年にレンヌ高等法院の評定官の子として生れたデカルト (Descartes)、一六二三年にクレルモン租税法院の次席院長の子として生れたパスカル (Pascal)、二七年にディジョン高等法院の評定官の子として生れたボッシュエ (Bossuet) 等、前二者に比較して圧倒的多数の事例を指摘し得る。

しかも、他の領域においても、例えばパリ高等法院院長の子で、自身九五年には同法院長に就任し、主著「同時代史」を残したドウ・トウ (De Thou)、六七年レンヌ高等法院の評定官に、八九年にはトゥール高等法院の評定官に就任した、代数に新しい記号を導入した数学者ヴィエト (Viète)、一六三一年トゥールーズ高等法院の評定官に就任し、整数論において「フェルマの定理」を確立した数学者フェルマ (Fermat) の如く、官僚層の事例の枚挙にいとまない。

註

- (1) 本稿の「官僚層」とは売官制に組込まれた国王官僚層を意味するが、以下では材料上の制約から、実質的には最高諸法院の評定官と例えば *trésorier de France* の如きそれに近い等級の官僚のみを示す。

- (2) G. Lanson & P. Tuffrau: *Manuel illustré d'histoire de la littérature française*, 1953 (有永弘人他訳「フランス

文学史」三卷)、以下同書の他に辞典: Larousse du *XX^e siècle*, 1928-33; *Britannica*, 1965; 西洋文学辞典 (小石川書房) 昭和二五年刊、西洋人名辞典 (岩波) 一九五六年版、伝記的研究: J. Plattard: *Montaigne et son temps*, 1934, p. 43; Ch. Adam: *Vie et oeuvres de Descartes. études historiques*, Paris, 1910, p. 9; J. Mesnard: *Oeuvres complètes de Blaise Pascal I*, Paris, 1964, p. 512; R. Picard: *La carrière de Jean Racine (thèse)*, Paris, 1956, pp. 22-23; G. Michaut: *La Bruyère*, Paris, 1936, p. 9 等を参照。

ところで、こうした事例の背景には当然官僚層一般の高度の知的水準を予想し得よう。その証拠に、例えば一六世紀のフランシユ・コンテの高等法院評定官に蔵書の事例をみるならば、評定官スガン (Seguin) は文献七九冊をもち、文献の種類は全て民法、教会法、報告集、註釈集、鑑定集等で、同じく評定官セシル (Cécile) も文献一三三冊をもち、羅仏辞典や希仏辞典を別にすれば、スガンと同様ほぼ法律関係の文献ばかりをもち、法律以外の分野に余り関心をもたなかったことを示すが、職業柄法律の分野には高度の専門知識をもつていたと推測できるし、例えば一七世紀前半期のクレルモン租税法院次席院長エチエンヌ・パスカル (Etienne Pascal) に他の分野の知識やそれに対する理解力、要するに「教養」の事例をみるならば、彼の高い教養を指摘し得よう。⁽⁴⁾ 即ち、彼はオルレアン大学で勉学後、上述の官職に就いた

が、作曲と幾何に関心をもち、特に幾何の腕前はかなりのものであったという。

ところで、彼には息子があつたが、幼少にして才能を示しながら病弱であつたので、彼は息子の教育に専念する決心をした。彼は息子が一二才になるまで、目で見ることの可能な事象を問答によつて教え、ラテン、ギリシアの諸語や自然科学を教えなかつたし、いざそれらを教える段には、規則性に支配された数学を先に教えると、息子が不規則を含む言語を軽んずることになるのを恐れて、言語から先に教えたのであつた。しかも例えばラテン語の場合、先ず言語一般を示し、文法の規則性と例外性の存在を教え、それからラテン語に、つまり一般的な事柄から独自の事柄に入つていつたのであつた。この場合の彼の教養は要するに、全ゆる問題を教えらるだけの豊富な知識や、具象と抽象、規則と例外、一般性と個性等全ゆる事物の整理や規定に必要な諸関係に対する深い理解である。

さて、以上の数事例から、官僚層の知的水準の一端をうかがい知ることができるが、筆者の研究課題が一八世紀の官僚的諸問題にあるので、今後の研究との関連上、本稿の課題を文献紹介を兼ねた一六世紀から一七世紀前半期における官僚の知的形成のメカニズムを検討することとする。

そこで、予め若干の問題点を設定しておく必要があるが、課題の性格上、当然それらは官僚の前身の社会層における教育と官僚に就いた時点の生活に絞られよう。以下にそれらの問題点を整理

して挙るなら、先ず官僚を志向した社会層、次に彼らの教育を受ける動機、次に彼らの進学過程、次に彼らの受けた教育内容、最後に官僚としての生活等である。
以下これらを逐次検討したい。

註

- (3) L. Febvre: *Philippe II et la Franche-Comté* (thèse). Paris, 1912, pp. 348-49. 尚、筆者の知る限りでは、一六世紀の官僚の蔵書に関する事例はこれだけである。しかし、一八世紀の官僚のそれに関する事例は近年官僚研究が本格化しているだけに少くない。例えば、H. Sée: *Un type de document: le livre de raison d'un parlementaire breton au XVIII^e siècle* (Annales d'histoire économique et sociale, 1931). p. 235; A. Colombet: *Les parlementaires bourguignons à la fin du XIII^e siècle* (thèse). Dijon, 1937, pp. 194-99; F. Bluche: *Les magistrats du parlement de Paris au XVIII^e siècle* (thèse). Paris, 1960, p. 356; J. Meyers: *La noblesse bretonne du XVIII^e siècle* (thèse). Paris, 1967, pp. 1162-77 等。
- (4) Mesnard: op. cit., *L'Eloge anonyme d'Etienne Pascal utilisé par Pierre Durant en 1662*, p. 512; *La vie de monsieur Pascal par Mme Périer*, pp. 571-73 (伊吹武彦訳「パスカルの生涯」人文書院刊「パスカル全集」第一巻所収九〇―一一頁); *Messieurs Pascal, père et fils illustres*

mathématiciens, extrait du manuscrit de Durand, p. 721]; H. Lefebvre: Pascal. Paris, 1949, pp. 156-57. (川俣晃自訳「パスカル」昭和二九年刊、二六一〜二六二頁)

先ず、官僚を志向した社会層の検討から始めねばならない。

すでに通説化した事実であるが、中世末以来、王権は集権化^⑤ 絶対王制化に照応して王権の意志を全国に貫徹する必要上、官僚制の拡充を強化せざるを得なかった。その結果、当然大規模な官僚徴募が要請され、これに依って大挙仕官したのは例えばルアン高等法院の評定官一五二人やエクス高等法院官僚一八七人を検討した結果が示す如く、当時の歴史的論要因の結果、企業的不安定性、貨幣価値の下落、社会的地位の上昇に対する魅力等を感じ、一代か永くて数代限りで自己の仕事に見切りをつけた市民層^⑥の子弟であつた。

ところで、国王官職は多くの特権と社会的威信を備えていたが、王権が一五二二年正式に売官制を導入して以来、個人財産化して、例えばルアン高等法院の官職価格が一五九三〜一六三三年間に貨幣価格や諸物価の変動と比較にならない一二倍という高騰率を示した如く、当時最も手堅い投機の対象になっていた。それ故、ひと度市民層の子弟が官職を購入して官僚になるや、例えばノルマンディの官僚の諸事例が示す如く、今度は官僚に就いた本人が子弟に自己の官職を譲渡したり、更に高位の官職を購入してやる意図を抱いたのであつた。

かくて、時代が移行し、例えば一五〇〇年頃約一万二〇〇〇人であつた官僚層が一六〇〇年頃二万〜二万五〇〇〇人に増加した如く、官僚層が厚くなるにつれ、市民層の子弟と並んで官僚層の子弟が増大したと考えられる。

註

(5) 拙稿「近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について」(史学第四一巻第二号) 一二六〜二八頁と、G. Gangneux: Le parlement d'Aix et les parlementaires aixois au XVI^e siècle (Information historique 1955) p. 96.

(6) 拙稿一二四頁と、R. Pernoud: Histoire de la bourgeoisie en France. Paris, 2 vol, 1960-62, T. I. pp. 414-16, T. II. pp. 88-90.

(7) R. Mousnier: La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII (thèse). Rouen, 1945, pp. 339-42.

(8) Ibid., pp. 37-38, pp. 347-61 と史料集 H. de Frondeville: Les présidents du parlement de Normandie (1499-1790). Rouen, 1953; Les conseillers du parlement de Normandie au seizième siècle (1499-1594). Rouen, 1960; Les conseillers du parlement de Normandie sous Henri IV et Louis XIII (1594-1640). Rouen, 1964 等参照。

(9) Méthivier: L'ancien régime. Paris, 1961, p. 50 (井上堯裕訳 白水社刊 五五頁)。

さて、上述の社会層の子弟、即ち市民層と官僚層の子弟が教育を受ける一般的動機を検討しなければならない。

上述の如く王権が官僚制の拡充を強化すると、それに伴い取り扱い事務も複雑かつ高度化した⁽⁹⁾が、今度はそれに照応した能率的な事務の処理方法とそれに適合した官僚自身の能力と高度の知識が要請される。

そこで、王権は事務の合理化策として、例えば一五三九年ヴィレル・コトレ (Villers-Cotterets) の勅令を発令し、司法活動の領域にフランス語を導入したのであつた。⁽¹⁰⁾ これまで、王権は司法関係の書類作成にラテン語を使用した⁽¹¹⁾が、一四世紀以来各地の慣習法をフランス語で文書化した結果、もはや司法活動においてラテン語使用の意義を重視し得ないばかりか、国民国家の建設を志向する立場上、日常生活を支配するフランス語を無視し得なくなつていたのである。

次に、王権はこの合理化に適合したより高度の能力と知識をもつ官僚を登用するため、新たに諸規定を設定したのであつた。即ち、王権は中世以来慣習的に行つてきた官僚登用の際⁽¹²⁾の素行「調査」を廃止し、例えば一四九九年のルイ一二世による勅令第三〇条、一五六六年のムランの勅令第九、第一〇条、七三年の勅令第一〇二、第一〇八条の如きで、「試験」に改めたのであつた。この試験の内容は古い時代程不明の点が多いが、六六年の勅令によると、高等法院の官僚には、法律書のアトランダムに開いた箇所を口答試問し、七三年の勅令によると、法律書のアトランダムに

開いた少くとも三ヶ所と実務を試験した。⁽¹²⁾ しかし、例えばモンテ・ニユによると、「わが国の高等法院のあるものは、法官を採用するに当つて、その知識だけを試験する。また別の高等法院はそれ以外に、何かの訴訟の判決をさせてみて、良識の試験をする」とあるところからみて、上述の諸勅令が全国で画一的に施行されなかつたことも充分考えられる。⁽¹³⁾ 又、一七世紀前半期の *trésorier de France* の場合、学位をもっている者にはユスティニアヌスの「法律学入門」について、学位をもっていない者には財政について、夫々口答試問をした。⁽¹⁴⁾ 従つて、特に上層官僚を志向する子弟層は例え学位を要求されなくとも、教育による能力の養成と法学の習得を余儀なくされたと考えられ、その意味で彼ら官僚を志向する社会層の子弟には教育を受ける一般的動機があつたのであつた。

註

(10) F. Brunot: *Histoire de la langue française*, Paris, 1906, 26d., 27, T. II, p. 30 尚、同頁註(一)には勅令の原文が引用されている。

(11) E. Maugis: *Histoire du parlement de Paris*, Paris, 1914, 26d., 1967, T. I, pp. 125-26, p. 240, p. 253. これらの勅令は高等法院の官僚登用勅令であり、他の官僚登用には言及していない。尚、筆者末見の論文に E. Glasson: *Les examens d'entrée dans l'ancienne magistrature* (Ruvue du Palais,

t. I. 1897). pp. 34-53 があつて。

- (12) Ibid., p. 240, p. 253 もつとも、高等法院が官職の増加を妨害するためや、敵対的党派の志願者を排除するため試験を利用する時は、例えば一五九六年にエクス高等法院の評定官に就任した Jean d'Antelmi が《院長コリオリが二五、院長デュ・シェーヌが八、他の官僚全員が夫々三つ質疑する》五時間ずつの試験を二回受けた如く、一般に試験はきびしかった (Gangneux: op. cit., p. 97)。

- (13) Montaigne: Essai, 筑摩書房版、原二郎訳、一〇一頁。

- (14) J.-P. Charmeil: Les trésoriers de France à l'époque de la Fronde, Paris, 1964, pp. 50-51.

さて、彼らの進学課程を検討しなければならないが、上述の検討結果から、彼らが多くの場合最高学府まで進学したであろうことは想像に難くない。従つて、本来なら初等学校から大学まで逐次検討しなければならないが、中世以来の初等教育が百年戦争の結果荒廃し、更に一六世紀に「宗教戦争」が加つたので、一六世紀のそれは本格化せず、教区教会、地方自治体、印刷術の発明の結果生活に困窮した写生字等の運営する初等学校がパリや南西部地方を中心に散在しているにすぎなかつた。⁽¹⁵⁾従つて、例えばモンテーニュが家庭教師による教育ですました如く、⁽¹⁶⁾余り問題視されていなかつたので、検討を中等教育から始めたい。⁽¹⁷⁾

ところで、中等教育を行う学校をその形成過程や運営方針の諸

点により大学付属の学寮 (= collège) と教団の学院 (= collège) に区別できる。

先ず、大学付属の学寮は例えば一二八〇年設立のアルクール (Harcourt)、一三〇四年設立のナヴァール (Navarre)、一三四年設立のモンテギョ (Montaigne) ……等の学寮と、一五世紀末期以来人文主義の影響等の結果設立された、例えば一五一五年ないし二〇年設立のラメルシ (La Merci)、一五二六年設立のルン (Le Mans)、⁽¹⁸⁾一三三三年設立のギエイエヌ (Guyenne) ……等の学寮であつた。これらの学寮は多くの場合いずれも文法、古典、哲学の各学級 (classe) を備える八学年制で、⁽¹⁹⁾第六学年から第四学年までが文法学級で、ラテン語文法の修得が目的、第三学年から第一学年までが古典学級で、ラテン語による修辞学や論理学の修得が目的、更にその上二年間が哲学級で、ラテン語による哲学や数学等の修得が目的で、最終課程を卒業すると、所謂中世の「学芸七学科」〔Trivium (文法、修辞、論理の諸学) と Quadrivium (代数、幾何、天文、音楽の諸学)〕⁽²⁰⁾を修得したことになる、大学の専門学部に進学できる。かくて例えばモンテーニュは上述のギエイエヌ学寮に一五三九年に入学し、卒業後トウルーズ大学法学部に進学したのであつた。⁽²¹⁾もつとも、例えばルアン高等法院院長に就任したラウル・ブレーテル (Raoul Brete) が上述のアルクール学寮で法律を修めた事実が示す如く、⁽²²⁾学寮にも時には法学の講座が設置されて履修が可能であつたと考えられる。

次に、教団の学院は例えば一五三四年に設立されたイエズス会、九三年に設立された *Doctrinaires*、一六〇〇年に改革されたベネディクト会、一六一一年に設立されたオラトリオ会等に運営された。中でもイエズス会は一五六四年パリにクレルモン（ルイ・ルグランの前身）学院を設立して以来、例えば八一年ディジョンにゴドラン（Godrans）学院の如き新設をしたり、例えば九〇年ドールで古いラテン語学校を買収した如く施設を譲り受け、九四年には全国で約二〇、一六一〇年には約六〇の学院を運営していたために、又、オラトリオ会は一六一四年ディエップに学院を設立して以来、ルマン、ジュイイ等に新設し、二九年までに約五〇の教育施設を運営していたために、有力な存在であった。これらの学院は上述の学寮と学級や学年編成の点で異つてゐる。例えばイエズス会の学院の場合、一六世紀後半期には一般に文法、古典、修辭、哲学級を含む八年制で、一七世紀には一般に上述の学級を包括すると、九ないし一〇年制であつたし、オラトリオ会のその場合、上述のジュイイ学院における如く文法学級を六年制にしたのであつた。⁽²⁹⁾ 学生はこの課程を進み、哲学級を修了すると、学寮の場合と同様に、大学の専門学部に進学できる。かくて、例えばデカルトはイエズス会運営のヨーロッパ有数の秀れたラフレッシュ（La Fleche）学院の哲学級を修了後、ポワチエ大学法学部に進学したのであつた。⁽³⁰⁾ もつとも、例えば上述のラフレッシュ学院でも、デカルト自身が受講したと述べているわけではないが、同学院に法学の講座が設置されていたと述べている

ので、あるいは官僚を志向する学生の法学の履修も可能であつたと考えられる。筆者は遂に確認し得なかつたが、コルネイユが一六一五〜二二年にルアンのイエズス会運営のモルヴリエ（Mau-levrier）学院に進学後、二四年に大学へ進学した形跡がないのに法学の免状を得た事実を想起する時、彼が他の上級学級を設置した学院で法学を履修した場合も充分想定し得る。

以上学寮か学院いずれかを修了した後、一般に彼らは大学の法学部へ進学し、例えばデカルトが一六一五年ポワチエ大学に進学し、一年間準備の勉学後、一六年一月九日と一〇日に法学の *baccalaureat* と *licence* を取つた如く、⁽³³⁾ 約二年間をそこで送る。

ところで、大学は当時教団の運営によるそれを別にすれば、フランスに一三存在し、その後も例えば一五四九年ランスに新設されたり、四二年に再建されたグルノーブル大学が六五年に廃止されたりして、多少の増減をみたが、パリ大学を除く全ての大学でここで問題にする世俗法を教授していた。⁽³⁴⁾ しかし、次第に各大学の法学部間に名声、評判の点で序列が形成され、例えば慣習法の研究で有名なオルレアン大学とローマ法の研究で有名なトゥールズ大学が有力になつた反面、⁽³⁵⁾ 幾つかの大学では、戦争やその結果起る社会不安も原因して学生層に評価されず、例えば一五五三年法学部の学生数が少いことを理由に市当局から教授の定員を半減されたボルドー大学の如く、⁽³⁶⁾ 衰退する法学部が続出し、しばしば教授がたつた一人で教え、一五世紀末以来エクス大学が、一七世

紀初頭にはカーン、ブルジュ、ヴァランス等の大学が全く衰退しているのであつた。⁽³⁷⁾ かくて、最高諸法院の官僚を例とするなら、ボルドー高等法院の評定官に就任したギユイエヌヌ地方出身のラ・ボエシが、⁽³⁸⁾ クレルモン租税法院の次席院長に就任したオーヴェルニユ地方出身のエチエンヌ・パスカルが、⁽³⁹⁾ オルレアン大学に、ギユイエヌヌ地方出身のモンテーニユが、パリ高等法院の評定官から大法官に就任したオーヴェルニユ地方出身のシシェル・ドロピタル (Michel de L' Hôpital) が、⁽⁴⁰⁾ トゥールーズ大学に進学した如く、両大学は全国から学生を集めていた。

註

- (5) G. Zeller: Les institutions de la France au XVI^e siècle. Paris, 1948, pp. 379-81.
- (6) Plattard: op. cit., pp. 22-23; P. Barrière: La vie intellectuelle en France. Paris, 1961, pp. 60-62 尚、拙稿の課題から逸脱するが、ここではその内容を追究しながら、P. Porteau: Montaigne et la vie pédagogique de son temps (thèse). Paris, 1935 は一六世紀南西部地方における中等教育の精神や教育方法を知る上での必読文献である。
- (7) 筆者未見の重要文献に M. Kilian: Tableau historique de l'instruction secondaire en France depuis les temps les plus reculés jusqu'à nos jours. Paris, 1841; Cormenin: L'éducation et enseignement en matière d'instruction secondaire. Paris, 1847; Lantoin: Histoire de l'enseignement secondaire au XVII^e siècle. Paris, 1874; M. Silvy: Les collèges en France avant la Révolution. Paris, 1885; Ch. Fourier: L'enseignement français de l'Antiquité à la Révolution. Paris 1964. がある。尚、日本語による教育の実情紹介としては池端次郎訳「フランス教育史」(A. Léon: Histoire de l'enseignement en France, Collection Que sais-je?) 白水社、三三頁以下参照。野田良之著「教育の理想」弘文堂、二九頁以下には一八世紀の教育の実情紹介がある。
- (8) Vallet de Viriville: Histoire de l'institution publique en Europe et principalement en France. Paris, 1849, pp. 163-64, pp. 166-67; Zeller: op. cit., p. 374; F. E. Farrington: French Secondary Schools. London, 1910, pp. 26-27. 尚、学寮(学院)については後述) については筆者未見の、例へば J. Quicherat: Histoire de Sainte-Barbe, collège, communauté, institution. Paris, 3 vol., 1860-64; E. Gaullieur: Histoire du collège de Guyenne. Paris, 1874 等がある。
- (9) この時代の中等教育以上は後述の如く全てラテン語によつた。それに対して、例えば一五五九年ジャン・ボダンが青少年の教育に関するトゥールーズでの講演会で、ラテン語の国際性、優越性、利点を認めた上で、なおあえて、母国語による学問研究の時間と労力の点での経済性を主張したり (Brunot: op.

cit., p. 11)' 人文主義教育の中心であつた王位教授団 (Lecteurs royaux' コーレージュ・ド・フランスの前身、尚上述に關しては創立四〇〇年を記念して出版された Le collège de France (1530-1930). Paris, 1932. が必読文献。M. Marion, P. Hazard, H. Bergson を始めとする夫々の分野の専門家が各学問のコーレージュ・ド・フランスにおける形成・展開を分担執筆している。ここで関連するのは A. Lefranc による La fondation et les commencements du Collège de France, pp. 25-58 である) の授業で、一六世紀後半期に最初はラムス (Ramus' 彼に關しては Ch. Waddington: Ramus. Sa vie, ses écrits, ses opinions. Paris, 1855 がある) が、次いでフォルカデル (Forcadel) が王権の黙認のもとにフランス語で授業を行つた如く (Brunot: op. cit., p. 12)' 反対の動きがなかつた訳ではない。しかし、結局これらの動きは中世以来の教育の伝統、古典研究熱、反宗教改革の一環としてのカトリック陣營の強化に伴うラテン語による教育の統一等、当時の教育を規制した諸要因に阻止され、後述するオラトリオ会の運営する学院の展開まで本格化しなかつたのである。

(20) 要するに、当時の中等教育は今日的な意味での中等教育と大学の教養課程を兼っていたのである。しかし、そこには大学の専門学部と教科目上の重複があつたため、例えば一五六二年に王立教授団の一員ラムスが国王に大学改革案を提出し、中等教育では文法、修辭学、論理学のみを扱い、大学に哲学、法学、医

学、神学を委せるもの主張した (Farrington: op. cit., pp. 38-39)。しかし、結局この改革案は実現しなかつた (改革案に關しては G. Boissier: La réforme des études au XVI^e siècle (Ruvue des Deux-Mondes, 1882). pp. 579-610 が重要)。

(21) Plattard: op. cit., p. 23, p. 31.

(22) Mousnier: op. cit., p. 61.

(23) Zeller: op. cit., p. 378. 尚、拙稿の課題から逸脱するが、文献名のみを指摘するが、クレルモン学院の成立と展開に關して G. Dupont-Ferrier: La vie quotidienne d'un collège parisien pendant plus de trois cent cinquante ans, 1563-1920 (thèse). Paris, 3 vol., 1921-25 の T. I が必読文献である。

(24) M. Bouchard: L'enseignement des Jésuites sous l'Ancien Régime (Information historique, 1954). p. 129.

(25) Febvre: op. cit., p. 350.

(26) Zeller: op. cit., p. 378.

(27) Vallet de Viriville: op. cit., pp. 240-42. オラトリオ会の学院に關しては筆者末見の A. Perraud: L'oratoire de France au XVII^e et au XIX^e siècle. Paris, 1865; Ch. Hamel: Histoire de l'abbaye et du collège de Juilly depuis de leurs origines jusqu'à nos jours. Paris, 1868 がある。

(28) Farrington: op. cit., pp. 394-95; François de Dainville:

Effectifs des collèges et scolarité au XVII^e et XVIII^e siècles dans le Nord-Est de la France (Population, 1955), p. 466.

(29) Farrington: op. cit., p. 47.

(30) Adam: op. cit., pp. 39-40.

(31) Ibid., p. 39.

(32) L. Herland: Corneille par lui-même. Paris, 1956, p. 10.

(33) Adam: op. cit., pp. 39-40.

(34) Zeller: op. cit., p. 372.

(35) R. Doucet: Les institutions de la France au XVI^e siècle. Paris, 1948, p. 795.

(36) Plattard: op. cit., p. 31.

(37) Stephan d'Irsay: Histoire des Universités. Paris, 2 vol., 1933-35, T. I. P. 220, T. II. pp. 62-63. 尚^レこれらの大学に關しては筆者未見の H. Prentout: Esquisse d'une histoire de l'université de Caen, 1932; Chénou: Les professeurs de droit français de l'université de Bourges (Nouvelle revue historique de droit). 1921; Chénou: Les anciennes facultés de droit de Rennes. 1890; Nadal: Histoire de l'université de Valence. Valence, 1861 等々ある。これらの他に大学史は例えば A. Germain: Histoire coutume de Montpellier. Montpellier, 3 vol. 1851; de la J.-E. Bimbenet: Histoire de l'université de lois

d'Orleans. Orleans, 1853 等多数ある。

(38) Plattard: op. cit., pp. 58-59.

(39) Mesnard: op. cit., p. 721.

(40) 渡辺一夫著「フランスルネサンス断章」、昭和二五年刊、一三〇頁。

次に、彼らの受けた教育内容を中等教育、大学教育の順に検討しなければならぬ。先ず、学寮の教育方法は例えば「ヴェルギリウスは何月に死んだか?」、「九月です。」、「どこで?」、「ブルンディシウムで。」、「九月の何日か?」の如き事柄⁽⁴¹⁾に至るまで暗記を強要する、例えばモンテーニュが「彼らは鞭でひっぱたかれながら、ポケット⁽⁴²⁾いっぱいに学問を詰め込まれます」と非難を浴びせた如き詰め込み主義の方法であつた。しかし、その方法はそのままではないにしても、例えば一五九九年に規定されたイエズス会の学院における学習大系 (Ratio Studiorum) においても踏襲され、第六学年から第三学年まで必ず午前中四五分、午後一時間ラテン語作家の著作と、ラテン、ギリシアの文法の暗記を強要したのであつた。⁽⁴³⁾従つて、学寮であれ、学院であれ、例えばオラトリオ会の学院がフランス語を専重し、歴史(地理も含めた授業で、最初の二年間で聖職の歴史を、次の三年間でギリシア、ローマの歴史を、次の三年間でフランス史を扱つた)の如き語学以外の科目には上級学年になつてもフランス語を使用して、フランス絶対王制の実用的要請に應える方針であつた如く、⁽⁴⁴⁾夫々の学

校が独自の教育方針をもっていたとはいえず、教育の基調は上述の如く暗記の強要による詰め込み教育であつた。

次に、教材になつた著作家やその作品を挙げるなら、学寮の場合、王権の一六〇〇年の規定によると、例えば文法学級の第一学年では、テレンチウス (Terentius)、キケロ (Cicero) の書簡集、ヴェルギリウスの田園詩 (Bucolics)、その他古典文法を正確に用いる著者からの精選集等を、同じ文法学級でも上級の学年ではサルスティウス (Sallustius)、カエサル (Caesar) の戦記、

キケロの「義務について」(De Officiis) と初期の演説集、ヴェルギリウスとオヴィディウス (Ovidius) の精選集等を、更に上級の学級ではキケロ、ヴェルギリウスの重要な作品とホラチウス (Horatius)、カトゥルス (Catullus)、ティブルス (Tibullus)、プロペルティウス (Propertius)、ペルシウス・フラックス (Persius Flaccus)、ユウェナリス (Juvenalis)、ピンダロス (Pindaros)、プルタルコス (Plutarchos) 等の著作と、ホメロス (Homeros) の「イリアス」と「オデュッセイア」、ヘシオドス (Hesiodos) の「仕事と日々」、テオクリトス (Theokritos) の「田園詩」、プラトン (Platon) の幾つかの対話篇、デモステネス (Demosthenes) とイソクラテス (Isokrates) の演説集、アリストテレス (Aristoteles) の *Analytica* や *Topica* 等を使用していた。⁽⁴⁵⁾

一方、イエズス会が規定した上述の学習大系によると、同会の学院は例えば文法学級の第一学年ではキケロの精選集、ファエド

ルス (Phaedrus) の寓話集等、同じ学級の最上級学年ではキケロの演説集、カエサル、サルスティウス、リヴィウス (Livius)、クイントゥス・クルティウス (Quintus Curtius) の著作、ホラチウスの称歌 (odes)、イソクラテス、プラトン、プルタルコスの著作等を、更にこれらの他に学院修了までにはヴェルギリウス、オヴィディウス、カトゥルス、ティブルス、プロペルティウス、クセノフォン (Xenophon)、スキジデス (Thucydides)、ピンダロスの著作等を使用した。⁽⁴⁶⁾

これらの教材は言うまでもなく、ラテン、ギリシアの古典文化を代表する著作家と著作ばかりで、中世及び近世初頭の著作家や著作を全く含まない。従つて、当時の学寮であれ、学院であれ、中等教育は詰め込み主義で古典文化の知識を与えるものであつたといえよう。

さて、大学の法学部における教育内容も、中等教育と同様である。⁽⁴⁷⁾ 即ち、例えばプロヴァンス租税法院の評定官の子にして自身エクス高等法院の評定官に就任し、一七世紀前半期の書簡作家として業績を残したニコラ・クロード・ド・ファブリ (Nicolas-Claude de Fabri、通称 *seigneur de Peiresc*) の一六〇〇年前後のモンペリエ大学法学部の講義の回想にみると《私達は必らず一日一〇時間、法学に関する何らかの授業を受けます。一〇時間の内、四時間は四つの講義を聞くことに、一つの講義はユスティニアヌスの法律学入門 (*Institutiones*) の、もう一つは上述の綱要の、三つ目は同じく法令集 (*Codex*) の、四つ目は同じく

学説集(Digesta)の註解の講義を聞くことにあてられます……」⁽⁴⁸⁾とのことである。こうしたローマ法の原典に関する講義は未来の官僚に註解能力を与えはするが、例えば当時の法学者ラ・ロッシュフラヴァン(La Rocheffavin)が《法の良き材料を読む代りに、条文の諸事項……を説明し始めるフランスの諸大学の悪しき慣習》と述べた如く、⁽⁴⁹⁾当時の司法実務に何ら直接的寄与をしなかったのである。

従つて、大学教育も専門科目の古典的知識を詰め込むものであったと言えよう。

註

(41) Farrington: op. cit., p. 37.

(42) Montaigne: op. cit., 邦訳前掲書一三三頁。

(43) 例え、Farrington: op. cit., pp. 394-95 付録E参照。尚、イエズス会の教育に関して、文献名のみを指摘するが、Thomas Hughes: Loyola and the educational system of the

jesuits, London, 1892, 2 éd 1904 と筆者末見の Dainville: Les jesuites et l'éducation de la société française(thèse). Paris, 1940 と同じ著者の L'enseignement de l'histoire et de la géographie et le Ratio Studiorum (Studi sulla chiesta antica e sull'umanesimo 1954). pp. 125-156 が重要である。日本語による文献には小場瀬卓三著「一七世紀におけるジェズイットの教育」日仏文化新十一輯がある。

(44) Farrington: op. cit., p. 47.

(45) Ibid., p. 390 付録B参照。

(46) Ibid., pp. 394-95.

(47) この点に関しては例え、M. Fournier: Histoire de la science du droit en France. Paris, 1892; A. de Curzon: L'enseignement du droit français dans les universités de France au XVII^e et XVIII^e siècle (Nouvelle revue historique de droit 1919). pp. 209-69 がある。

(48) Gangneux: op. cit., p. 97 c. f. Lettres de Peiresc aux freres Dupuy. Paris, 1888. 尚、筆者はこの書簡集の原典に当たってみたが、Gangneux が引用箇所を指摘していないので、数千ページに及ぶ大部な原典の中に、正確な出典箇所を指摘できなかつた。

(49) Ibid., p. 97.

さて、最後に彼らが官僚に就任した時点における生活を検討しなければならぬが、本稿との関連上、生活の内容を当然経済力と自由時間に絞ることができよう。しかし、官僚層の経済力⁽⁵⁰⁾に関しては、すでにノルマンディ地方を始め幾つかの事例によつて、かなり富裕であつたことが、要するに土地や定期金への投資からみて個人的な関心事に没頭できるだけの経済力があつたことが周知の事実となつているので、ここでは彼らの自由時間のみを検討しておこう。

周知の如く、一八世紀の官僚に関する一連の研究によつて、⁽⁵¹⁾ 彼らの自由時間の大略をつかむことができるが、一六〇一七世紀前半期に関する彼らの研究に乏しいので、時代を遡るにつれ、実態は明かでない。しかし、一八世紀の官僚の自由時間から類推して、彼らのそれは一日における勤務時間外の余暇と、所謂休暇に大別できる。

先ず、前者は午後から夜ということになる。何故なら、官僚の出勤時間は *trésorier de France* の場合朝八時で、特別の事が起らない限り、高等法院官僚の場合退庁時間は昼食時であつたからである。⁽⁵²⁾

次に、後者は時代によつて異なるが、一般的には勤務期間とほぼ同じか、しばしばそれ以上の期間であつた。例えば *trésorier de France* は一五五二年の勅令によつて九月八日〜一〇月九日を休暇にしたが、その後同僚が増加した結果、休暇日数を増加させ、一六二七年には遂に年間を通じて最少限三ヶ月勤務すればよいこととしたのであつた。⁽⁵³⁾ それは主として国庫の涸枯した王権が同一官職を二人ないし三人に売却して交代で官職に就かせたことによるのだが、その結果例えばデカルトの父なども、交代制が導入された一六世紀末のレンヌ高等法院の評定官職に在職したので、年間約三ヶ月を勤務すればよかつたのである。⁽⁵⁴⁾

従つて、彼らには充分な自由時間があつたと言えよう。

註

(50) 例えば Mousnier: op. cit., pp. 438-58 を参照。

(51) 例えば Bluche: op. cit., p. 283 を参照。

(52) Charnell: op. cit., p. 87; Gangneux: op. cit., p. 99.

(53) Charnell: op. cit., pp. 100-101.

(54) Adam: op. cit., pp. 9-10.

以上、検討した諸点を総括するならば、本稿の課題である「官僚層の知的形成のメカニズム」はもはや自明のことである。即ち、官僚を志向した社会層、要するに市民層と官僚層の子弟は官僚登用の試験が要請する知識を得、能力を養う必要から、先ず学寮ないし学院に、次いで大学の法学部にさえも進学したのであつた。そして、当時ほとんど唯一の学問であつた古典文化の知識を詰め込み教育されて成人し、官僚に就任するや経済的に困窮することもなく、しばしば勤務時間以上の休暇を自由にしたのであつた。かくて、彼らは知的関心さえもてば、それを深める充分な諸条件に恵まれていたのであり、本稿の冒頭で指摘した文化の担い手層としての、圧倒的多数の官僚の事例もこの意味で首肯し得るのである。

ところで、知的形成のメカニズムが明らかになると、当然今後課された課題の一つとして、彼らが知的国民各層の中で占める割合、要するに彼らの規模が問題になつてくる。しかし、現段階の研究水準では、彼らの質的問題を検討した材料はともかく、量的問題を検討したそれに極めて不足している。従つて、本稿の課

題の検討と同様、この課題の検討も見通しの域を出ないが、例えば一七世紀前半期のイエズス会の学院における父兄層を事例に展望を試みて、この稿を閉じたい。

まず、一六〇一～七十年間にオーシュの学院に在学した一七八三人の学生の父兄層は小都市であるにもかかわらず、官僚層一二%、市民層（農村商人も含む、以下同様）約四〇%で、次に一六一〇～二五十年間にビオンの学院に在学した一五〇〇人のそれは同じく小都市であるにもかかわらず、官僚層二四%、市民層約二五%で、次に一六一八～三四四年間にシャロン・シュル・マルヌの学院に在学した六五〇人のそれは同じく小都市であるにもかかわらず、官僚層約二五%、市民層約三八%で、最後に一六四四～四九一年間にボルドーの学院に在学した六七三人のそれは有力都市であるだけに官僚層約四七%、市民層約三五%であった。⁽⁵⁵⁾これらの事実は子弟に官僚を志向させる社会層が少い学院で約五〇%、多い学院では約八〇%を占めたことを示している。更に、この全在学生層を包括したパーセンテージから正確な数字を算出するすべもないが、たとえ一部に知識欲に燃えた貴族や農民がいたとしても、残余の父兄層の多くが子弟を下級学級のみで退学させていたという指摘があるので、彼ら官僚を志向した社会層の子弟は聖職を志向する人々を別にすれば、恐らくフランス絶対王制下の社会において、最大の知的階層を構成する人々であつたと考えられる。

註

- (55) François de Dainville: *Collèges et Fréquentation scolaire au XVII^e siècle* (Population, 1957), p. 470, p. 472.
 (56) Bouchard: op. cit., p. 131.

〔本稿の作成に際し、慶応義塾大学の坂口昂吉講師には数々の貴重など助言を賜った、又同じく小川英雄講師、国会図書館の東畑隆介氏には文献に関するご配慮に与った。記して心から御礼申し上げます。〕